

平成二十六年政令第二百七十八号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律

施行令

内閣は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第二項、第三十条第一項、第三十五条第四項第三号（同法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条第一項（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条第二項（同法第三十六条第二項、第四十九条第三号、第五十条第一項第四号、第五十一条第三号並びに第五十七条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。）

（再生医療等技術の範囲）

第一条 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定めるものは、同項各号に掲げる医療に用いられることが目的とされている医療技術であつて、細胞加工物を用いるもの（細胞加工物として再生医療等製品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けた再生医療等製品をいう。）のみを当該承認の内容に従い用いるものを除く。）のうち、次に掲げる医療技術とする。

一 細胞加工物を用いる輸血（その性質を変える操作を加えた血球成分（赤血球、白血球又は血小板をいう。以下この号において同じ。）又は人若しくは動物の細胞から作製された血球成分を用いるもの（第三号に掲げる医療技術を除く。）を除く。）

二 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）第二条第二項に規定する造血幹細胞移植（その性質を変える操作を加えた造血幹細胞又は人若しくは動物の細胞から作製された造血幹細胞を用いるもの（次号に掲げる医療技術を除く。）を除く。）

三 人の精子（精細胞及びその染色体の数が精子の染色体の数に等しい精母細胞を含む。以下この号において同じ。）又は未受精卵（未受精の卵細胞及びその染色体の数が未受精の卵細胞の染色体の数に等しい卵母細胞をい。以下この号において同じ。）に培養その他の加工を施したもの用いる医療技術（人から採取された人の精子及び未受精卵から樹

立された胚性幹細胞又は当該胚性幹細胞に培養その他の加工を施したもの用いるもの

（当該胚性幹細胞から作製された人の精子若しくは未受精卵又は当該精子若しくは未受精卵に培養その他の加工を施したもの用いるもの）

（第一種再生医療等提供計画の変更に関する技

術的読み替え）

（第一種再生医療等提供計画の変更後の第一種再生医療等提供計画）

（法第三十五条第四項第三号等の政令で定める場合を含む。）の政令で定めるのは、「第五条第一項」と、「第一種再生医療等提供計画」とあるのは「変更後の第一種再生医療等提供計画」と読み替えるものとする。

（法第三十五条第四項第三号（法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法令は、次のとおりとする。

第二条 法第十条第一項の規定により法第八条及び第九条の規定を準用する場合においては、これららの規定中「第四条第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「第一種再生医療等提供計画」とあるのは「変更後の第一種再生医療等提供計画」と読み替えるものとする。

（法第三十五条第四項第三号（法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法令で定める場合は、この

（特定細胞加工物の製造の許可等の有効期間）

第四条 法第三十六条第一項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

（外国における特定細胞加工物の製造の認定に

関する技術的読み替え）

（法第三十九条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

（第一種再生医療等提供計画の変更後の第一種再生医療等提供計画の規定による技術的読み替え）

（法第三十五条第三項の規定による読み替え）

（法第三十五条第二項の規定による読み替え）

（法第三十五条第一項の規定による読み替え）

三十八条第一項の規定により行う法第三十五条第一項の許可についての同条第五項の調査を受けるようとする者が、法第五十七条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う許可 百四万四千円

二 実地の調査を伴わない許可 九万八千二百円

三 機構が法第三十八条第一項において準用する法第三十六条第一項の許可の更新についての同条第二項において準用する法第三十五条第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う許可の更新 九万七千五百六十円

二 実地の調査を伴わない許可の更新 四万八千六百円

三 機構が法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第一項の規定により行う法第三十五条第一項の認定についての同条第二項において準用する法第三十五条第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う認定 十二万五百円

二 実地の調査を伴わない認定 五万四千二百円

三 機構が法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第一項の規定により行う法第三十五条第一項の認定についての同条第二項において準用する法第三十五条第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う認定 一百四千五百円

二 実地の調査を伴わない認定 五万四千二百円

三 機構が法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第一項の規定により行う法第三十五条第一項の認定についての同条第二項において準用する法第三十五条第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う認定 一百四千五百円

二 実地の調査を伴わない認定 五万四千二百円

（法第三十五条第三項の規定による読み替え）

（法第三十五条第二項の規定による読み替え）

（法第三十五条第一項の規定による読み替え）

三十八条第一項の規定により行う法第三十五条第一項の許可についての同条第五項の調査を受けるようとする者が、法第五十七条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う許可 百四万四千円

二 実地の調査を伴わない許可 九万八千二百円

三 機構が法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第一項の規定により行う法第三十五条第一項の認定についての同条第二項において準用する法第三十五条第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う認定 一百四千五百円

二 実地の調査を伴わない認定 五万四千二百円

三 機構が法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第一項の規定により行う法第三十五条第一項の認定についての同条第二項において準用する法第三十五条第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う認定 一百四千五百円

二 実地の調査を伴わない認定 五万四千二百円

三十八条第一項の規定により行う法第三十五条第一項の許可についての同条第五項の調査を受けるようとする者が、法第五十七条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う許可 百四万四千円

二 実地の調査を伴わない許可 九万八千二百円

三 機構が法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第一項の規定により行う法第三十五条第一項の認定についての同条第二項において準用する法第三十五条第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う認定 一百四千五百円

二 実地の調査を伴わない認定 五万四千二百円

三 機構が法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第一項の規定により行う法第三十五条第一項の認定についての同条第二項において準用する法第三十五条第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う認定 一百四千五百円

二 実地の調査を伴わない認定 五万四千二百円

一 実地の調査を伴う認定の更新 五万六千五百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
二 実地の調査を伴わない認定の更新 三万七千円

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成三十一年二月二八日政令第四

一号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則 （令和二年三月一日政令第四〇号）

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律第四条（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。